

審査基準及び標準処理期間

農林水産部 漁港漁村整備課（処分庁）

法令及び根拠条項	漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十七条の二			
許認可等の事項	特定漁港施設の運営事業の認定			
法令に定められた要件	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第二十四条を全て満たす			
審査基準	一 特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。 二 特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。 三 その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。 イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷、販売その他の流通に係る業務の効率化、漁船の修理の方法の改善、増殖若しくは養殖の推進、船舶の保管の方法の改善又は効率的な電力供給による水産物の生産若しくは流通の円滑化に特に資すること。 ロ 当該漁港の漁港管理規程に適合すること。 ハ 当該漁港における漁港漁場整備事業の施行に支障を及ぼさないこと。 ニ 当該漁港の利用を阻害しないこと。 ホ ロからニに掲げるもののほか、当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと。			
標準処理期間	提出機関	協議機関	処理機関	標準処理期間（合計）
	農林水産部 漁港漁村整備課			
	申請のあった日から30日以内			申請のあった日から30日以内